

事業者排出量削減計画書(新規・**変更**)

(あて先) 京都府知事		氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名 記名押印又は署名)	
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)		日東精工株式会社 代表取締役社長 塩田 展康	
〒623-0054 京都府綾部市井倉町梅ヶ畑20番地		電話 0773-42-3111	

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 (2581)			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成18年4月～平成20年3月			
基本方針	不良率の削減、再加工の削減、廃棄物のリサイクル化によって二酸化炭素を2008年に2005年比4%削減する。又、採光ドームの設置に向けて検討をする。			
推進体制	温暖化対策委員長を本部長とする温暖化対策委員会の設置と実施計画の策定、例月の進捗管理システムを構築する。			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18～19	工場製造部門	ヘッダー・ローリングのオーバーホール等による不良率・再加工の削減(30%目標)	
	18～19	工場製造部門	スポット空調の導入による冷暖房電力の削減(5%目標)	
	18～19	工場製造部門	不要残業の見直し(不良・再加工の防止と生産業務の効率化)(5%目標)	
	18～19	工場製造部門	照明設備の見直しをして、照明電力の削減を図る。(人感センサー付に変更)(100台目標)	
	18～19	工場製造部門	エアー漏れの削減(5%目標)	
	18～19	事務所部門	OA機器の待機電力を見直しして、電力量の削減を図る。(1%目標)	
	18～19	事務所部門	不要残業の見直し(事務作業の効率化)(2%目標)	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	9278.194 t	9093.213 t	-2.0 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 9278.194 t	*2 9093.213 t	-2.0 %
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m <sup>3</sup>	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1 9278.194 t	*2)*3 9093.213 t	-2.0 %	
特記事項	1. 当社では1999年度以降エネルギー消費効率の改善に取り組んでいます。 2. 製品の洗浄をフロン洗浄からアルカリ洗浄・HFC365洗浄への変更を進めています。 3. メッキでは、六価クロメートから三価クロメートへの変更を進めています。 4. 冷暖房については、夏28℃以上・冬18℃以下に設定するよう制定しています。 5. 省エネルギー炉への更新による電力量の削減をしました。 6. メッキ装置更新によるメッキ不良削減による電力量の削減をしました。 7. 従業員に環境教育を実施すると同時に公用車のアイドリングストップの実施を図っています。 8. グリーン購入を進めています。 9. チーム・マイナス6%に加入参加し、温暖化対策の実施をしています。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO<sub>2</sub>排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。